

レギュラトリーサイエンス学会 運営規則

第1章 学会の運営の基本方針等

(運営の基本方針)

第1条 本学会の運営の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器、医薬部外品及び化粧品の研究開発から、承認審査、製造販売、市販後までのすべての段階を対象とするレギュラトリーサイエンスの進歩、普及を目的とすること。
 - (2) 薬学、医学、理学、農学、工学、獣医学、生物統計学等だけでなく、社会科学にも開かれたものであること。
 - (3) 産学官が対等の立場で参加するものであること。
 - (4) 運営に当たっては、公正、透明、中立を確保すること。
- 2 本学会の円滑かつ効率的な運営を図るため、理事会のもとに運営委員会を置く。運営委員会の構成は代表理事が定める。

(情報公開)

第2条 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

- 2 定款、役員の名、社員総会の議事録、理事会の議事録、事業計画・収支予算書、事業報告・貸借対照表・損益計算書・監査報告については、本学会のインターネットのホームページで公開する。

(個人情報の保護)

第3条 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、個人情報保護の基本方針を次のとおり定める。
 - (1) 本学会は、すべての事業で取り扱う個人情報および役職員等の個人情報に関して、個人情報保護に関する法令、国が定める指針およびその他の規範を遵守する。
 - (2) 本学会は、事業遂行のために必要な範囲内で利用目的を明確に定め、適切に個人情報の取得、利用及び提供を行う。取得した個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用を行わないための措置を講じる。
 - (3) 本学会は、前号の措置により取得した個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合には、十分な保護水準を満たした者を選定し、契約等により適切な措置を講じる。
 - (4) 本学会は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩

等のリスクに対して合理的な安全対策および是正措置を講じる。

(5) 本学会は、本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の要請及び苦情や相談に対して遅滞無く対応する。

(6) 本学会は、個人情報保護に必要な措置を継続的に見直し改善する。

(医薬品等企業からの寄付等の扱い)

第4条 本学会は、医薬品、医療機器、医薬部外品又は化粧品に係る事業を営む企業からの寄付、賛助金等は受け取らない。

(学会の略称)

第5条 本学会の略称はRS学会又はSRSMとする。

(社員、代表理事の呼称)

第6条 社員は評議員、代表理事は理事長と称することができる。

第2章 社員及び会員

(社員の選出)

第7条 定款第6条第2項に定める割合は正会員20名に社員1名の割合とする。端数については切り上げる。

(入会の手続き)

第8条 本学会に入会しようとする者は、代表理事が定める会員入会申込書その他必要な書類を事務局に提出し、代表理事に申し込まなければならない。

(入会審査の基準)

第9条 代表理事は、入会の申し込みに対して、次の基準及び次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 本学会の趣旨及び目的に賛同する個人であること。

(2) 若手会員となることを希望する者にあつては、35歳未満であること。

(3) 年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わないこと。

2 暴力団等の反社会的団体に所属する等、本学会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

(会費の収納方法及び納入期限)

第10条 会員は、定款第8条第1項に定める年会費（正会員8,000円、若手会員3,000円）を、納入通知のあった日から1か月以内に、会員の銀行口座からの引き落とし、学会指定銀行口座への振り込み又は郵便振替の方法により納入しなければならない。

（若手会員から正会員への移行）

第11条 若手会員が35歳となったときは、定款第9条の規定に基づく退会届が提出された場合を除き、翌事業年度の開始日から正会員として取り扱うものとする。

第3章 学術集会等

（学術集会の開催と運営）

第12条 学術集会は、定時社員総会時に開催する。

- 2 学術集会における研究発表の筆頭者は、会員に限る。
- 3 学術集会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

（学術集会の会長等）

第13条 理事会において、会長1名、次期会長1名（以下、「会長等」という。）を選任する。

- 2 会長の職務は、選任された翌事業年度に行なわれる学術集会を主催する。
- 3 次期会長は、会長を補佐する。
- 4 会長等の任期は、それぞれ1年とし、選任された翌事業年度に行なわれる学術集会の終了の日までとする。

（講演会、研修会等）

第14条 個々の講演会、研修会等の企画・実施等のため、運営委員会のもとに、企画委員会を設けることができる。

第4章 機関誌

（機関誌の発行）

第15条 本学会は、医薬品、医療機器等のレギュラトリーサイエンスに関する研究成果公開のため、機関誌を発行する。

（編集委員会）

第16条 機関誌の編集発行のために、理事会のもとに編集委員会を設ける。編集委員会の

構成は代表理事が定める。

第5章 事務局

(事務局担当の選任)

第17条 事務局として、1名以上10名以内の正会員を選任する。

(業務の委託)

第18条 会員管理、会計・庶務等の事務局業務の一部を、財団法人国際医学情報センターに委託する。

第6章 その他

(細則の改正)

第19条 本細則は、理事会の決議によって改正することができる。

平成22年7月26日	理事会決議
平成23年6月27日	改正
平成26年8月21日	改正